

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題

第 58 回 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想

（1）概要

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

最近、ようやく本稿のテーマである「自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想」について私なりの考えがまとまりました。そのため、本稿ではこれを試案としてお示しします。

本稿では、概要を説明します。いくつかの事項については、詳細を次回以降で説明する予定です。

2 最近の国の動き

私の考えた自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想を説明する前に最近の国の動きを説明します。

6月18日に、内閣総理大臣を議長とするデジタル行財政改革会議（第7回）が開催され、コンピュータ・システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫、国と自治体のトータルコスト最小化という方針を決定しました^{*1}。ただ、共通化を原則としていることから、今までの標準化・共通化と違いがないようにも見えます。これについては、引き続きどのようなようになるのか注視していきたいと考えております。

また、この資料ではいわゆる三層分離の見直しという方針を決定しました。

そして、自治体情報セキュリティクラウド（都道府県と市区町村がWebサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの）については、現在、都道府県ごとに整備されています。今回の決定では、いまひとつはっきりしませんが、三層分離の見直しのときに国が一元的に整備していくようにも見えます。自治体情報セキュリティクラウドが都道府県ごとにバラバラであることは、国家資格等情報連携・活用システム^{*2}やPublic Medical Hub (PMH) ^{*3}のような自治体を利用するシステムを国が提供するにあたり支障となっています。自治体情報セキュリティクラウドを国が一元的に整備することが国民・住民のメリットになります。

3 自治体のコンピュータ・システムがバラバラであることへの違和感

最近、幸いなことに様々なIT関係の有識者の方とお話する機会があります。皆様は異口同音におっしゃるのが、現在進められている「自治体情報システム標準化・共通化」を実施しても、自治体のコンピュータ・システムはバラバラのままであるということと、そのバラバラであることの不合理です。そして、これは経済同友会も2020年に「これまで

各府省庁・地方公共団体は、システムの個別発注、不合理なカスタマイズ等により、限られた予算とデジタル人材を生産性の低い業務で浪費してきた」と指摘しています⁴。

そして、経済学の研究者からは、分権が自治体を苦しめているという指摘があります⁵。この指摘では触れられていませんが、最近の状況を見ていると、自治体の規模によっては、コンピュータ・システムの整備が負担になっているように感じます。そのような声は小規模自治体だけでなく大規模自治体の方からも聞いたことがあります。

コンピュータ・システムではスケールメリットがあります。このことは、それぞれの自治体でコンピュータ・システムを導入、維持管理することによるデメリットがあるということでもあります。そして、そのデメリットは、小規模自治体では特に大きく、大規模自治体でもデメリットがあると言えます。

4 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想で私が想定している制度上の論点

自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想の実現可能性を検討するには、制度上の可否と実施プランの検討が必要です。実施プランについては、国策として実施する前提であれば大掛かりなことが可能なため、制度上の可否を先に検討するのがよいと考えます。

制度上の論点として私が考えるのは、次のものです。

- (1) 自治体のコンピュータ・システム統一が地方自治を阻害しないか
- (2) 自治体のコンピュータ・システム統一と住基ネット判例との整合性

本稿では、まず、私が考える自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想を説明し、次に、この2つの論点を検討します。

5 国・自治体の役割分担を見直し、集権・集中型と分権・集中型にする

次の図1は、神野（2024）からの引用です⁶。引用元には、図の名称がないので、本稿では仮に「集権・分権と集中・分散という視点で見た国と自治体の役割分担の推移（神野2024）」と名付けておきます。

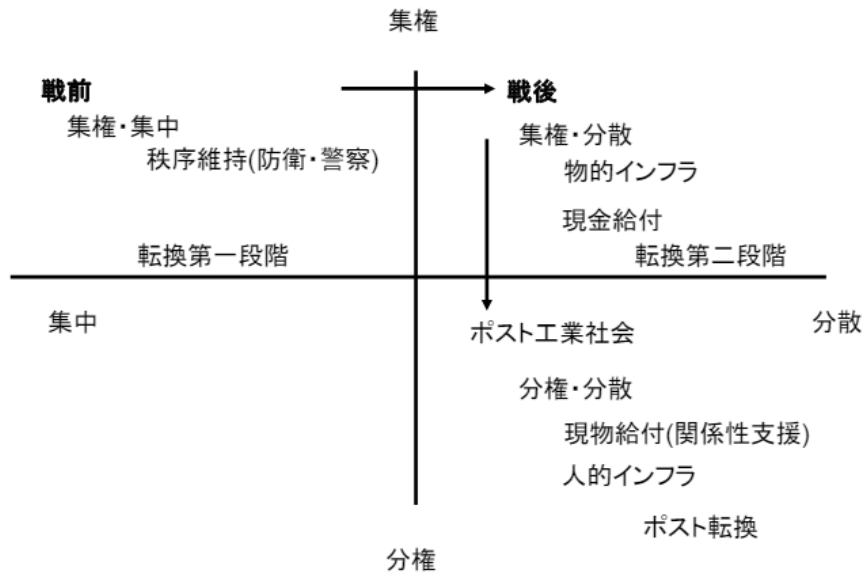


図 1 集権・分権と集中・分散という視点で見た国と自治体の役割分担の推移（神野 2024）

神野（2024）では、集権・分権は、決定権限が主として中央政府にあれば集権、主として自治体にあれば分権、集中・分散は、執行（公共サービスの提供）が主として中央政府にあれば集中、主として自治体にあれば分散と定義しています。本稿でもこの定義を使います。

そして、神野（2024）では現物給付を教育投資としており、所得の事後的再配分から事前的再配分へのシフトをすべきとしています。私は、とてもよい考えと感じました。

本稿では、教育投資へのシフトの是非（私は賛成です。）とそれを分権・分散で行うことの是非（私は、自治体間の教育格差が生じないように、税収再配分が前提になると考えます。）はおいておき、教育投資、すなわち事前的再配分にシフトするにせよ、それが効果を上げるまでの間、一定程度、児童手当など各種手当による給付、すなわち事後的再配分はせざるを得ないと考えます（神野（2024）も、現時点で事後的再配分をなくすことができるとは考えていないと推測します。）。

そして、現金給付について、私は次の図 2 のことを構想しています。

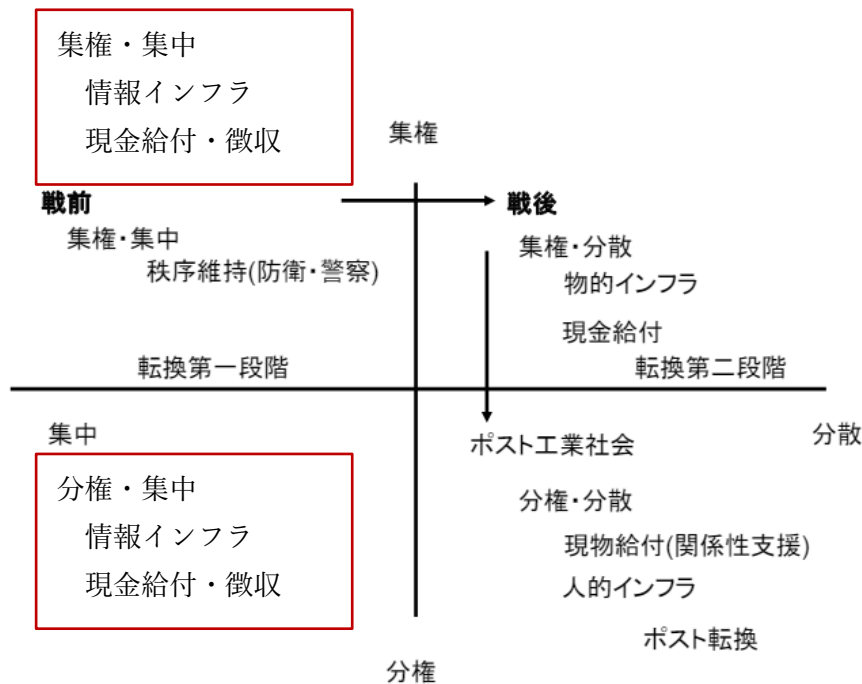


図 2 集権・分権と集中・分散という視点で見た国と自治体の役割分担の推移（岩崎）

現在、児童手当のような全国一律の制度であっても、その業務は市区町村が行っています。コンピュータがない時代で今のような通信環境がなければ、集権・分散が合理的とも考えられますが、今では、集権・集中の方が合理的です。

そして、自治体により制度が異なる現金給付についても、今のコンピュータと通信環境であれば、分権・分散でなく分権・集中により効率化が図れます。非常に簡単な例として、自治体 A では 3 歳以下の子に、児童手当加算分として月 2,000 円を追加給付するとします。そして、自治体 B では 6 歳以下の子に児童手当加算分として月 1,000 円を追加給付するとします。自治体 C には、児童手当加算分がないとします。

このようなことは、自治体ごとにコンピュータ・システムを作らなくても全国統一のコンピュータ・システムで実現できます。まず、前提条件として次のことが必要です。

- (1) 口座振込を前提とすること。（なお、現金給付については、コンピュータ・システムが各自治体別に各住民（あるいは各世帯）の支給額一覧表を作成することが可能。）
- (2) 我が国の全国民・住民のデータベースが存在し、そこに各国民・住民の生年月日とそれぞれの子の養育者（児童手当加算分の支給対象者）が誰であるかというデータが存在すること。

IT の専門家の方には釈迦に説法ですが子の居住自治体と生年月日のデータをもとにそれ

ぞれの子について児童手当加算分の金額を算出し、それを養育者ごとに集計して養育者の口座に振り込めば済みます。

給付でなく住民税などの税金等の徴収でも同様です。データベースに税額算出に必要な住民データがあれば、自治体ごとの税制が異なっても一つのコンピュータ・システムで税額を計算できます。コンピュータでは、住民ごとに居住自治体の税制を参照して税額計算することができるからです。

現状で集権・分散となっているものは集権・集中へ、分権・分散となっているものは分権・集中へシフトすることになります。

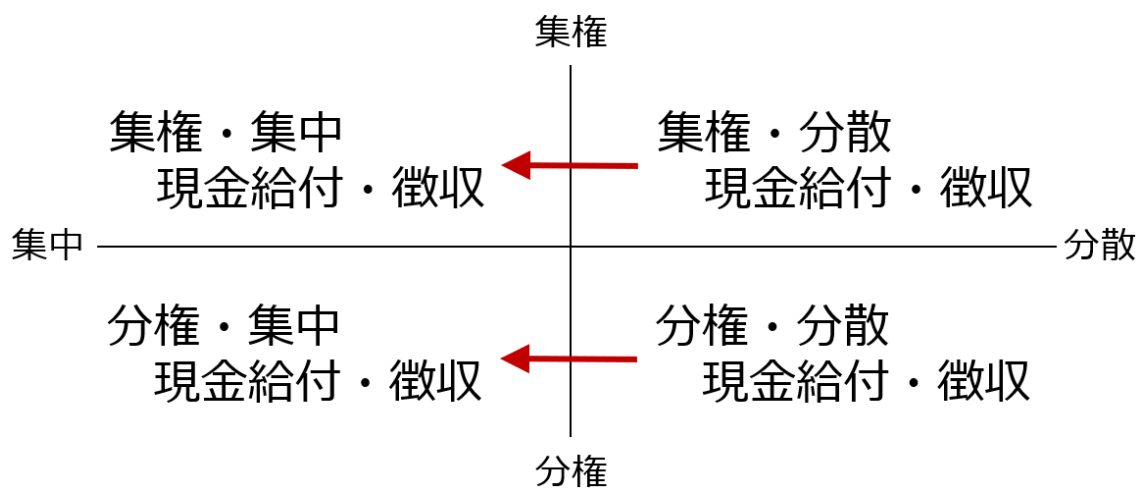


図 3 集権・分散と分権・分散から集権・集中と分権・集中へ

6 アプリの数

このような形でシステムを統一するときのデータベースの数については、後で説明します。アプリは、各業務で1つが理想ですが、政令市用、政令市以外の大規模自治体市用、小規模市と町村用と最多で3つまでを想定しています。なお、各業務のデータベースとアプリを外注するときは、業務ごとに同一の事業者と契約するものとします。

7 地方自治を阻害しないか

このようなことが地方自治を阻害しないかを検討します。

自治体の独自施策を阻害するものではありませんから、地方自治を阻害するものとはなりません。むしろ、集権・分散を解消して集権・集中にするので、地方自治を純化するものです。

8 住基ネット判例との整合性

このようなことが、住基ネット判例^{*7}と整合しているかを検討します。

同判例の詳細については本稿で立ち入らないこととします。仮に同判例が「行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」ことを求めているとしたら、合憲と考えられる数にデータベースを分割すればよいと考えます。最も多く個人情報を一元的に管理している自治体は、人口最多の市区町村と考えられます。すなわち、横浜市（人口約 380 万人）です。我が国の人口は約 1 億 2400 万人（2024 年 5 月 1 日概算値）のため、市区町村またぎにならないようにして、データベースを約 400 万人ごとに 30 分割すればよいと考えられます。

そして、異なるデータベースに属する市区町村間で転居したときは、データベース間でデータの引継ぎ（コピー）を行うことが考えられます。

なお、分割数は今後検討したいと考えております。東京都の人口（約 1,400 万人）を基準として都道府県またぎにならないよう、データベースを 9 分割することも考えられます。一元管理でないということでしたら、たとえば、5 分割くらいでもよいのかもしれない。

9 補足

本稿で説明した内容について、私個人や私が有志と一緒に検討しているのは、永遠に試案のままです。そして、試案のまま何度も改定することになりそうです。

なお、本稿は概要を説明したもののため、次回以降、引き続き、詳細を説明する予定です。

また、官公庁のコンピュータ・システムについては、IT 関係の有識者の方から厳しい意見を伺うことが多く、私自身、全く同意見なのですが、本稿のようなことが実現できて、我が国の官公庁が民間企業や諸外国の官公庁に追いつけると考えております。当たり前のことを実現するためのもので、特段優れたものではないという認識も必要かもしれません。

10 おわりに

（1）お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をいただければ、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げます。

（2）私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧）の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ（最初に表

示されるページ）に私への連絡方法を掲載しています。

※ 1) デジタル行財政改革会議決定, “国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針”,

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/houshin_honbun.pdf

参照 2024-6-20, 2024.

※ 2) デジタル庁, “国家資格等オンライン・デジタル化の概要”,

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5541d61-9839-408d-babb-](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5541d61-9839-408d-babb-bd40c8dead71/da3cd794/20240527_policies_online_govrnment_certifications_00.pdf)

[bd40c8dead71/da3cd794/20240527_policies_online_govrnment_certifications_00.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5541d61-9839-408d-babb-bd40c8dead71/da3cd794/20240527_policies_online_govrnment_certifications_00.pdf)

参照 2024-6-20.

※ 3) デジタル庁, “医療費助成・予防接種・母子保健分野等でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進”,

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/85c966f6/20240125_policies_health_outline_01.pdf)

[f9af1cf2de6a/85c966f6/20240125_policies_health_outline_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/85c966f6/20240125_policies_health_outline_01.pdf) 参照 2024-6-20,

2024.

※ 4) 公益社団法人経済同友会, “デジタル庁の設置に向けた意見”,

<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/201104a.pdf> 参照 2024-6-

20, 2020.

※ 5) 金澤史男, “補完性の原理が地方を苦しめる不思議”,

<https://www.zck.or.jp/site/column-article/4523.html> 参照 2024-6-20, 2009.

※ 6) 神野直彦, “「人口減少社会」を「分権・分散型社会」で乗り越える”,

https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/55c2da4f58c275bdc3485d8b975f43b3.pdf 参

照 2024-6-20, 2024.

※ 7) 最高裁判所判決平成 20 年 3 月 6 日（平成 19 年(オ)403 号）,

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/933/035933_hanrei.pdf 参照 2024-6-

20, 2008.